

## 12月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 令和7年12月23日(火)  
午前10時から午前10時24分まで
- 2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室
- 3 出席委員 委員 石丸哲史  
委員 大庭多美枝  
委員 野上順子  
委員 脇田哲郎  
教育長 猿樂隆司
- 4 その他の出席者 教育部(部長 中村博二、主幹指導主事 毛利拓也、理事兼教育総務課長 長濱真弓)  
子ども子育て部 部長 早川ちさと  
教育総務課指導主事 小島恵太  
図書課 課長 中野道子  
地域教育連携室(室長 南宏和、社会教育主事 堤久美)  
教育支援室(室長 吉永さつき、日本語指導 Co. 網谷美佐子、教育相談係長 山中茂樹)  
教育総務課(主幹兼教育総務係長 安部美代子、教育改革 Co. 栗原和亮、主任主事 荒木せりの)  
※傍聴 なし

### 5 (11/20定例)議事録の承認 《承認》

### 6 議案

#### ① 議案第17号 宗像市学園運営協議会規則の一部を改正する規則について《承認》

【猿樂教育長】議案第17号宗像市学園運営協議会規則の一部を改正する規則について、地域教育連携室から説明をお願いします。

【地域教育連携室】地域教育連携室の堤です。宗像市学園運営協議会規則の一部を改正する規則について提案をさせていただきます。提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に対応するため、宗像市学園運営協議会規則の一部を改正するものです。次ページの新旧対照表をご覧ください。学園運営協議会の規則第3条は、基本的な方針の承認の項目で承認事項を定めております。現行では、(1)教育課程の編成に関する事、(2)学校経営計画及び学園経営計画に関する事、(3)組織編成に関する事、の三つを承認事項としております。このたび、給特法等改正法の成立に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5におきまして、学校運営協議会の承認事項に、新たに業務量管理・健康確保措置の実施に関する事が加わりました。それを受けまして、表の改定案の(2)業務量管理・健康確保措置に関する事を追加しております。また、法改正による追加だけではなく、本規則を運用

した上での課題等を踏まえ、修正をしている点がございます。一つは、冒頭部分にあります、学校運営及び学園運営の順番を入れ替えまして、学園を先にしております。学園運営協議会において1番に協議承認することは、学園に関することですので、学園運営を先にしております。二つ目は、現行では、(2)にあります経営計画に関するものを、(1)に上げまして、経営計画の中に含まれている教育目標を、あえて明記するようにしました。コミュニティ・スクールを推進する上で、教育目標は、地域とのつながりを深め、児童生徒が地域社会で活躍するための力を育む指針となる重要なものであるため、あえて明記をするようにしております。(3)、(4)はそのまま、(5)は、学校・家庭・地域のニーズや突発的な事案に柔軟に対応していくために追加しております。関連法案も改定されておりますが、学園運営協議会の規則の変更は、次年度の承認事項に関わる内容でしたので、学校にいち早く伝えられるように急ぎ改定を進めたところです。ご審議をお願いいたします。

【猿樂教育長】はい、ありがとうございます。では、ご質問ご意見ありませんか。はい、脇田委員どうぞ。

【脇田委員】学園というと、いくつかの小学校中学校が集まっているイメージですね。学校といえば、その学園の中にある学校。そうすると第3条に「対象学校の校長は」とあります。例えば、ある小学校の校長は、これを説明するというふうになるのかもしれませんが、学園となったときには、それを協議しているのではないかと思うのですが。協議して学園の目標は統一してますよね。ばらばらですか。

【地域教育連携室】協議しております。

【脇田委員】協議ですね。だから学園で統一されるのであれば、学園でも一つの目標を学園協議会の中で、提案されるっていうふうに見ていくのか、それとも、学園協議会とはまた別に、学校がそれぞれそれぞれを持ち寄ってそれぞれ説明するのか。その辺りがちょっと混乱するので、すっきりできないかなと思います。質問でございます。

【地域教育連携室】このたび、「対象学校の校長は」の部分については、部内でもかなり協議をした次第で、「対象学園の校長」とできればしていきたいと考えていたところですが、学校管理規則との整合もありまして、学園の定義、そして学園長という定義が、上部の学校管理規則と整合が図れなかったこともありまして、今回は、このような表記になっています。今後運用しながら、この部分については、検討を進めていきたいと考えております。

【脇田委員】学校管理規則が上位なのですかね。そうすると、学園運営協議会規則との整合性っていうのは、今から図っていかれる課題ということですね。

【地域教育連携室】はい、図っていかねばならないところです。

【脇田委員】はい、分かりました。

【猿樂教育長】よろしいですか。管理規則の次に、管理要領がありますね。管理規則の中の要領の中で、学園と学校の関係というのは、どこかでやはりしっかり説明する必要がありますよね。だからそこを説明した中で、学園運営協議会規則にひもづけていく読み方をどこかでできれば、という捉えでもよろしいでしょうか。

【脇田委員】はい。

【猿樂教育長】そのほか、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】(意見等なし)

【猿樂教育長】では議案第17号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】(全員挙手)

【猿樂教育長】全員賛成により、議案第17号については承認されました。

## 7 報告

### <図書課>

#### 1 宗像市読書月間報告

### <地域教育連携室>

#### 1 むなかた子ども大学特設講座について（11月実施分）

### <教育支援室>

#### 1 生徒指導の4層構造における学校・学園での具体的取組について

### <教育総務課>

#### 1 研究発表会の総括

#### 2 学校の日について

#### 3 行政報告について

#### 4 後援報告について

## 8 イベント周知

### <地域教育連携室>

#### 1 むなかた子ども大学特設講座について（1月分）

【猿樂教育長】次回は定例教育委員会を令和8年1月22日（木）10時00分から開催予定です。会議室は「301会議室」です。よろしくお願いします。

令和 8 年 / 月 22 日

石丸 哲史

猿樂 隆司